

●行政視察（福岡県久留米市・福岡県三潞郡大木町） 真田 幸久

5月18日（月）～5月20日（水）

1 研修先

福岡県久留米市議会

おおき循環センターくるるん

2 研修目的

議会 BCP を策定している議会である福岡県久留米市議会の議会 BCP について学び、八丈町における議会 BCP 作成に関する取組への参考とする。

3 成果（具体的に）

1. 議会 BCP 策定までの経緯

①久留米市の災害の特徴

- 毎年のように観測記録を更新するほどの大雨。
- 大規模な浸水被害や土砂災害が発生。
- 令和2年7月（城島町）、令和3年8月（東合川）。
- 令和元年7月には人的被害1名（内死者0名）。令和5年7月には人的被害7名（内死者2名）。

2. 議会の動き

①議会制度調査特別委員会

○議会制度調査特別委員会設置

令和元年12月

○調査項目の決定

令和2年1月

- ・議会災害対応マニュアルについて調査することを決定。
各地での自然災害頻発、久留米市でも平成30年、令和元年と2年続けて豪雨災害を経験し、災害時における議会の行動指針を定める必要があるとの考えに。
- ・6月7月に向けスピード感をもって。
- ・他市のマニュアルを参考に。

○委員会での調査

令和2年2月

- ・他自治体議会の状況を調査し、正副委員長と事務局で協議を重ねたものを、久留米市議会災害対応マニュアル（案）として提示し、会派に持ち帰り協議することに。

令和2年4月

- ・17日に、前回の協議を踏まえ、2項目についてマニュアルを修正し、マニュアルを確定、本格運用開始の予定だったが、7日に緊急事態宣言発令。

- ・ 8 日に、各派代表者会及び議会運営委員会を開催し、緊急事態宣言発令に伴う対応の協議にあわせて、議会制度調査特別委員長から「マニュアルの試行的運用、連絡会議の設置」について説明、了承。
- ・ 同日、災害対応連絡会議設置、第 1 回会議開催。

3. 災害対応マニュアル

①目的

- 大規模災害発生時に議会が市民の信頼と負託に応えるため、迅速な意思決定と多様な市民ニーズに迅速かつ適切な対応を図ること。

②災害時の議会及び議員の行動指針

- 議事・議決機関として、議会運営を停止することなく、機能を維持すること。
- 市の対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円満に実施できるよう必要な協力支援を行うこと。
- 国、県など関係機関への要望活動を調整し、市の復旧・復興の取組を支援する。

③災害時の市との連携・協力関係

- 執行部が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮すること。一方で議員は地域の被害情報の収集、市民への情報提供には機動力があり、市行政と災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え対応にあたる。

④基本事項

- 想定する災害
 - ・ 市対策本部等が設置された災害（地震・風水害・国民保護事案・感染症・その他）
- 指揮・命令系統
 - ・ 議員及び議会事務局の指揮・命令系統について規定。
- 久留米市議会災害対応連絡会議の設置
 - ・ 市対策本部等が設置され、議長が必要と認めるとき。
 - ・ メンバーは議長、副議長、議運正副委員長、会派（3 名以上で構成されたもの）、団体（2 名以下で構成されたもの）の代表者。
 - ・ 会議は議長が招集。
 - ・ 所掌事務
 - ・ 議員の安否確認。
 - ・ 市から入手した災害情報の議員への伝達。
 - ・ 被災情報の把握及び市への提供。
 - ・ 市からの依頼事項への対応。
 - ・ 本会議や委員会等の開催や協議事項の調整。
 - ・ 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整。
 - ・ 市対策本部への提案、提言、及び要望の調整。
 - ・ 議員の基本的行動
 - ・ 速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。

- ・議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動にあたる。
- ・緊急事態に備え連絡体制を常時確保しておく。
- ・連絡会議が設置された場合、メンバーは連絡会議の任務を最優先に活動。
- ・情報伝達
 - ・災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには、市対策本部に集積された情報及び、より地域の実情に詳しい議員が獲得する情報を共有することが大切であり、市対策本部と連絡会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要。

○災害発生時の対応

- ・初動期（発災から概ね 24 時間）、中期（発災から概ね 2～7 日）、後期（発災から概ね 8 日以降）にわけて整理。
- ・議会、議員、事務局職員ごとに具体的対応について記載。
- ・初動期はさらに本会議等の会議開催中・非開催時にわけて整理。

○環境整備

- ・防災訓練を実施し、参加する訓練等を実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。
- ・大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶等、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、様々な情報伝達手段の活用を検討。

○その他

- ・タブレット端末を活用し、写真などで地域の被災状況を連絡会議へ情報提供するなど、最新情報の共有化を図り、効果的な支援に努める。
- ・マニュアルは必要の都度、適宜継続的に改正を行う。見直しは議会運営委員会において行う。

4. 運用（災害対応連絡会議等）

①災害対応連絡会議の設置と会議開催

○令和 2 年度

- ・コロナ：4/8 第 1 回、4/14 第 2 回、4/21 第 3 回、4/23 第 4 回、5/19 第 5 回、2/5 第 6 回開催。
⇒4 月 24 日に議長名で市長あてに災害対応連絡会議でまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び支援への提言」書を渡す。
- ・豪雨：7/6 設置、7/9 第 1 回、7/31 第 2 回開催、7/31 解除。
- ・台風：9/4 設置、9/7 解除 ※会議開催なし

○令和 3 年度

- ・豪雨：8/12 設置、8/23 第 1 回開催、8/31 解除。
⇒支援策等の意見を市対策本部へ提供。
- ・コロナ：5/7 第 1 回、5/13 第 2 回開催（オンライン）
⇒5 月 14 日に議長名で市長あてに災害対応連絡会議でまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び支援への提言」書を渡す。

○令和4年度

- ・設置・開催なし
- ・議員の防災訓練の実施：2/20

※本会議中の震度6を想定した避難訓練及びAEDを使用した心肺蘇生法の講習。

○令和5年度

- ・豪雨①：6/30 設置、7/1 解除 ※会議の開催なし
- ・豪雨②：7/3 設置、7/3 解除 ※会議の開催なし
- ・豪雨③：7/10 設置、7/21 第1回、8/25 第2回、9/11 第3回、10/16 第4回、11/19 第5回開催、12/1 解除。

※随時、4役による進め方の検討を行う。各会派・団体や各常任委員会での委員間討議で意見等を集約し、11/24 参考として市長へ提出。

- ・コロナ：5/1 解除 ※会議の開催なし
- ・議員の防災訓練の実施：2/20

○令和6年度

- ・設置・開催なし
- ・議員の防災訓練の実施：2/18 訓練内容：搬送訓練を追加

○令和7年度

- ・設置・開催なし
- ・議員の防災訓練の実施：3/25 訓練内容：消防防災センターで模擬体験

5. マニュアルの見直し

①見直し手順

○令和5年6月30日

- ・議員改選後、風水害に伴う対応等、災害対応マニュアルの再確認を行った際、見直しに関する意見あり。

○令和6年2月2日 議運

- ・見直しについて意見聴取、会派に持ち帰り協議することにより意見シートの作成を依頼（すべての会派・団体から）。

○令和6年3月5日 議運

- ・提出された意見をもとに委員間で協議。

○令和6年3月18日 議運

- ・委員会での議論をふまえ、正副委員長作成の改正案を提示、了承。

②主な見直し内容

○タイトル

- ・久留米市議会災害対応マニュアル・業務継続計画（BCP）

○想定する被害

- ・「国民保護事案」「感染症」を追加

○災害対応連絡会議の所掌事務

- ・「市対策本部への提案、提言、及び要望の調整に関すること」を追加

○連絡会議への参集

- ・オンライン開催も可能とする（併用含む）

※見直しにあわせ HP でマニュアルを公開

6. 課題

①議員からの災害の情報提供及び共有ツール「久留米市防災チャットボット」の運用。

→使い方の熟度に議員間で差があり、梅雨時期前に使用方法や情報確認方法の周知が必要。

※チャットボット利用のメリット

→市内の被害状況を地図上に表示し、利用者間で共有できることが「わかりやすい情報発信」に。

→LINE を使ってその場で簡単に被害情報を投稿できることで「リアルタイムでの情報共有」に。

※チャットボット利用の注意点

→投稿時点の情報のため、現地を確認すると状況が異なっていることがある。

→投稿内容に対して、現場対応を確約するものではない（救助要請は投稿できない）。

②感染症発生時及び有事の際の行動基準の追加。

→現在の行動基準表は大雨や台風を想定したもの。

③オンライン会議の実施に向けた課題の調整

→各家庭の Wi-Fi の接続状況把握、端末操作の方法

6. 八丈町での今後の取組について

久留米市での風水害同様に、八丈町でも台風 22 号・23 号による甚大な災害被害を経験した。その際に、事前に八丈町議会として災害対応のマニュアル等を定めておかなかったことから、議会としての組織的対応が十分ではなかったのではないかと反省があり、久留米市議会同様、八丈町議会でも災害時における議会の対応マニュアルをあらかじめ定めておく必要があると考えている。

久留米市議会の「災害対応マニュアル・業務継続計画（BCP）」の「災害時の市との連携・協力関係」について、「執行部が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮する」

「市行政と災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え対応にあたる」とある。前者については、久留米市議会同様に執行部の対応の障害となってはならないという姿勢で対応できたと考えている。一方で、後者については、いくつか検討すべき点があると考え

る。災害情報については、議員全員に対して議会事務局からメールによる災害対策会議要旨の提供があったものの、その内容の解釈や疑問点などの整理、執行部への提言などについて組織としての対応ができていなかったこと、各地区での詳細な被害状況（特に末吉地区）の議員間での共有ができていなかったことで、執行部側で把握しきれていない情報を議会から提供する機会を逸した可能性などが反省点としてあげられる。

今後、久留米市議会同様に、災害対応連絡会議の設置を行い、指揮命令系統も整備した上で、久留米市では行われていない「各議員の地区担当制」の導入も必要であると考え。5地区について、複数の議員が地区を担当することとし、上京等で八丈島に不在の議員があったとしても、各地区への対応に漏れがないような体制とすることが重要と考える。各地区での対応に際しては、執行部や地区自治会等との協力体制を事前に整えておくことも重要と考える。

執行部による振り返りの開示を待った上で、町の災害対策本部との連携体制含め、執行部と課題を共有しながら議会としての対応マニュアルを速やかに策定していく必要があると考える。

災害時には、情報共有が非常に重要になってくる。情報の伝達もれがないようにするためには、SNS活用にとどまらず、人と人との直接のコミュニケーションのための関係づくりを含めた対応が必要であると考え。久留米市議会では「防災チャットボット」による情報共有を行っている。システム利用者のアクセス権管理をどのように行っていくかなどの課題もあるが、八丈町においても情報共有手段について、検討をすすめるべきと考える。

八丈町議会では、議会の仕組み等の改善・改革を行っていくために、議会改革特別委員会を設置し活動を行ってきたが、災害対応に関する取組等については組織的に対応する専門委員会等がない。そこで、議会改革特別委員会設置は今任期（令和8年10月）までとし、久留米市議会同様に、「議会制度調査特別委員会」を新たに設置し、これまで同様に議会改革に引き続き取り組むとともに、災害対応等含めた議会の各種制度に幅広く対応していく特別委員会を設置することが必要であると考え。